

中丸地区 村政懇談会

日 時：平成22年6月18日（金） 午後7時～9時

場 所：中丸コミュニティセンター 会議室

参加者：村執行部（村長，副村長，理事兼企画政策部長，総務部長，福祉部長，経済環境部長，建設水道部長，消防長，教育次長，議会事務局長）

事務局（自治推進課長，課長補佐，自治推進課職員2名） 計14名

自治会長（押延区，須和間区，舟石川中丸，原子力機構長堀1区，原子力機構長堀2区，緑ヶ丘区，南台区，フローレスタ須和間区）

参加者：押延区…2名，須和間区…6名，舟石川中丸…12名，原子力機構長堀1区…1名，原子力機構長堀2区…3名，緑ヶ丘区…12名，南台区…5名，フローレスタ須和間区…2名，その他…28名 計71名

司会進行：フローレスタ須和間区自治会長

1. 開会
2. 地区自治会長あいさつ（舟石川中丸区自治会長）
3. 出席者紹介（自治会長及び村執行部）
4. 村長あいさつ及び「平成22年度村政に関する説明」
5. 「自治基本条例の進捗状況」について（自治推進課長）
6. 地区自治会からの事前質問に対する回答
 - ① 平成21年度の事前質問に対する進捗状況の説明
 - ② 平成22年度の事前質問に対する回答（3問）
7. 自由質問

○舟石川中丸区住民

自治基本条例について質問します。

2月2日の共産党議会報告の中で川崎篤子議員が「自治基本条例議会案の検討第8章の住民投票の第25条住民投票の発議請求は第24条3に含まれるため削除することが決められました。」と書いていますが、この中の住民投票の非常設と常設という言葉が書かれていますがこれについて説明してください。また、住民投票が非常設と常設では住民に対してどのように違うのか、どんな影響があるのかも説明してください。

○自治推進課長

今日は共産党議会報告書を持ち合わせていない。資料のつきあわせを行ない、内容を確認した上で、後ほど回答するという事でお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

○緑ヶ丘区住民

中丸地区 村政懇談会

村では二酸化炭素の排出量について検討していることを承知しております。確認したいことと要望がございます。家庭と事業者と行政の調査結果が出ているが、事業所と行政については測定点を指定することができるため、データが正確に出ると思うのですが、家庭の場合は各自治体で世帯数の数に応じて10軒以上とか20軒以上とか決めてとっております。自治会長が住民に依頼しているため、自治会長が変わるたびに調査対象が変わってしまっており、特定の家庭で調査をしていけばわかるのですが、カーブを見る限り減少しているのですが、このデータがどのようにして出されたものか理解できないということが一つ。

また、太陽光発電を導入すれば村から補助金が出ております。補助をもらった人は、これは補助ではなく村からの贈与なのです。贈与を受けておりながらその効果を把握していない。把握する方法がないという意見があったのですが、各家庭で太陽光発電を行った場合に余剰の電力は電力会社に売電しているのです。売電しているキロワットアワーの数値だけを報告させるだけの義務を与えてもよいのではないかと。その発電量を合計すれば東京電力が発電した量を節約したこととなりますから、その分だけ二酸化炭素は低減されたとして村で換算してもよいのではないかと。しかし、それはやっておりません。村から贈与しているのです。その贈与金はわれわれの税金なのです。もらった人は何の義務も感じていないのでもらいっ放しなのです。そういう不合理なことがないようにしていただきたい。村長の説明の中に「増額して云々」という説明がありましたが、村に報告する義務くらいは与えてもよいのではないかと。向こう10年という義務を与えるのは厳しいでしょうけど2～3年は報告させる義務があるのではないかと思います。それから村長にお願いしたいのですが、太陽光発電を設置する家庭に補助をすることはよいのですが、東海村には下水処理場があります。処理場には沈殿槽などいろいろな槽があります。その槽の上は空き地になっております。そこに太陽光発電設備を着ければ、発電した電気で下水処理場を運営することも可能なのです。太陽光発電によって電気を生産するわけですから村としては収入がでてくるわけですから。そういうお金の使い方を考えないと二酸化炭素低減ということに対して、収入を得ながら村の運営費を賄っていくということも考えていただければ非常にありがたい。太陽光発電の設備はよくなってきて10年くらいで設備費を回収することができます。葛飾区では下水処理場の屋上に太陽光発電設置を施設しておりますので、関係部署の方は一度調査していただいて東海村の将来を考えた計画をしていただきたいと思います。

○経済環境部長

二酸化炭素調査の家庭が毎年変わっては、正確なデータがでないのではないかと。ということだが、担当課に確認し後日回答いたします。

太陽光発電は設置した人のみが得をするという補助ではないかという質問ですが、太陽光発電を普及させることで、そのほかの人にも利益があると考えます。環境政策

中丸地区 村政懇談会

課としては、メリットを感じる部分があるため補助を行っていると考えています。

○緑ヶ丘区住民

補助を行うことに反対しているわけではありません。お金は村が差し上げているので贈与という形になるのです。それは皆さんの税金ですから、もらった人は、これだけ発電して東電に売電しましたよと、これだけ二酸化炭素の低減に協力しました。その数値を申し出てもらって、村の成果にして何が悪いのでしょうか。ですから、そういうことを考えないで贈与していることがおかしいと言っております。

○村上村長

そのとおりだと思う。国から補助をもらったときは2年間の報告義務がありました。効果を確かめる必要はあると思いますし、今後取り組むようにしたいと思っております。それから、浄水施設の上の沈殿槽の上に太陽光発電をふたのように取り付けるような検討をしております。

○緑ヶ丘区住民

広報とうかい6月10日号の「とうかい安全安心農作物認証制度」について質問します。

推奨シール「メジロ3羽」は「栽培期間中に無農薬・無化学肥料で栽培された農産物」と書いてありますが、これは農林水産省の指定に従えば、いわゆる有機農法に相当するのですが、有機農法を行う場合は、前3年間はその土地が無農薬・無肥料管理であった旨を証明することが必要となっているが、そのあたりはどう確認しているのかが分からない。

また、ここでは栽培計画だけ提出すれば、村、JAで審査して結果が適正かどうか、栽培されていけばよいということになっていて、計画通り栽培されていけばよいということですが、トレーサビリティについて書いていない。最後に何を確かめるかということ、その圃場でいろいろな農産物を作っても、1品だけ残留農薬のモニタリング検査をすると書いてあるのです。これでは表向きはよいのですが中身は不完全だと思うのです。認証制度ができたことは非常に良いことだが、内容の不備が見受けられます。内容の見直しが必要です。また、「栽培計画を審査、承認します」と記載されているが、栽培計画というのは「これもやります、あれもやります」と書けば通るわけで実際やらなくても分からない。それをどうするか。例えば江戸崎のかぼちゃ、熊本のピーマンとかは非常に厳しいチェックをして認証をしている。東海村はほしいもとかサツマイモなど偉そうなことをいっているがブランド化されていません。要するに大田市場でほしいものは東海村でなくてはだめだということは誰も言ってくれません。にこの認証システムの目的は、東海村の農産物のブランド化なのか、それとも直売所の消費者に対する安心感を考えているのか。それらを含め、内容を確認していただきたいと思っております。

中丸地区 村政懇談会

○経済環境部長

御提言ありがとうございます。検討課題が多いことは理解しています。全品検査するのは時間もお金もかかるため、一品を確認すればカバーできるようなシステムを考えております。国や県の認証制度を視野に入れた東海村独自の制度を検討するため、認証委員会を立ち上げ制度化を目指します。

○緑ヶ丘区住民

東海村の現況図を依頼すると必ず都市計画図が出てきます。都市計画図なので今後こういったことをやりますよというものが出てきますが、計画図ではなく現在がどうなのかというものを知りたいのですが図面がないのです。できていればよいのですが、できてきなければ現況図を作成してほしいと思います。

○村上村長

確かに都市計画図しかありません。2,000分の1又は5,000分の1、10,000分の1を作るように考えていきます。作成後は5年に1度程度を目途に更新を考えます。

○長堀二区住民

歩車分離式の信号機ですが、あれはボタンを押さないと信号が変わらなく渡れないのですよね。それで随分待ったことがあります。信号には「押してください」という看板があります。ただ、問題なのは視覚障がいのある方が初めて東海村を訪れる場合分かるのかということです。県警に問い合わせをしたが「お金が無い」といわれました。例えば村として人感センサーをつける等の対応ができないかと思い提案させていただきました。

○経済環境部長

健常者の方でも分からない方がおりますので、今後検討させていただきます。

○長堀二区住民

公共施設などに設置しているAEDの設置場所の地図は作っているのでしょうか。それを住民に公開しているのか。また、公共施設に設置が多いため、閉館した夜間の使用はどう考えているのか。病院に行くしかないのかと考えたので伺わせていただきました。

○消防長

AEDは公共施設全てに設置しております。地図も消防で作成しております。必要があれば配布させていただきます。たしかに閉館している場合の対策は特にありません。心肺停止状態の場合、119番に電話をしてくださるようお願いいたします。

○村上村長

中丸地区 村政懇談会

AEDは原則施設で何かあった場合に使用するもので、離れた場所にあるものを取りに行くものではない。やはり、心肺停止の場合は一刻を争うので、119番で救急車を呼んでください。

8. 閉会